

特定非営利活動法人タクローの会

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人タクローの会（英語名：Takurou's Party, 略称：TKP）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を高知県幡多郡黒潮町に置く。

(目的)

第3条 この法人は、津波という自然災害に屈しないという指針の下に、2011年の東日本大津波時の知見を活かしつつ、今後起こり得る南海トラフ大地震の時の大津波に備えることを考え、南海トラフ大地震の大津波想定地域（代表地域：高知県幡多郡黒潮町）や東北地方（代表地域：岩手県宮古市田老）における津波体験博物館設備の建設などを通して、中西日本地域における津波避難対策の風化防止と、東日本地域における防潮堤建設後の津波災害の風化防止をしながら、過疎に悩む津波災害危険区域の活性化の一助とすることをその目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 地域安全活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

(特定非営利活動に係る事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 津波体験博物館の建設と運営
- (2) 津波対策知見の集約と教育
- (3) 他の津波関連資料館との連携
- (4) 現地雇用の増強と医師レベル人材の活用による地域の振興

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、入会した個人、法人及び団体。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、賛助するために入会した個人、法人及び団体。
- (3) 準会員 本会の目的に賛同し、予め知識・経験等を自己申告して登録を受けたうえ、本会からの定期的メール通信の配信を希望する個人、法人及び団体。

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
3. 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
4. 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を棄損し、又は目的に反する行為をしたとき。

2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金、会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第3章 役員及び顧問

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2. 理事のうち、1名を理事長とし、3名以内の副理事長を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、正会員以外の者を理事又は監事に選任することができる。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4. 特定非営利活動促進法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会、又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

2. 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

3. 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

5. 理事は、理事長及び副理事長がともに事故があるとき、又は理事長及び副理事長がともに欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
6. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の開催を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。

2. 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て、当該役員を解任することができる。

- (1) 職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員たるに相応しくない行為があると認められるとき。
2. 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに解任の議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問)

第19条 この法人に、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者の内から、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
3. 顧問は、本会の運営に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べる。
4. 第16条第1項の規定は、顧問についても準用する。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 資産の管理の方法
- (9) 借入金（その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除く。第42条において同じ）その他、新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) その他、運営に関する重要事項

2. 理事会は、この定款に別に定める事項の他、以下の事項について議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に附議すべき事項
 - (3) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
 - (4) 事務局の組織及び運営

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面による招集の請求があったとき。
 - (3) 監事から第15条第6項第4号の規定に基づき招集の請求があったとき。
3. 理事会は、次号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的を記載した書面による請求があったとき。
 - (3) 監事から第15条第6項第5号の規定に基づき招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 総会及び理事会は、第24条第2項第3号、第3項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2. 理事長は、第24条第2項第1号、第2号の規定による総会開催の請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集する場合は、日時、場所、会議の目的たる事項及びその審議事項を記載した書面、又は電子メール等により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
4. 理事長は、第24条第3項第2号の規定による理事会開催の請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
5. 理事会を招集する場合は、日時、場所、会議の目的たる事項及びその審議事項を記載した書面、又は電子メール等により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会又は臨時総会の議長は、その総会において出席会員のうちから選任する。

2. 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 総会は正会員、理事会は理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(議決)

第 28 条 総会及び理事会の議事は、総会においては出席正会員及び理事会においては理事のそれぞれ過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 総会及び理事会においては、第 25 条第 3 項又は第 5 項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席正会員及び理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りでない。
3. 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員及び各理事の表決権は平等なものとする。

2. やむを得ない理由のため、総会あるいは理事会に出席できない正会員あるいは理事は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は総会 にあつては他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決権を行使する正会員あるいは理事は、第 27 条及び第 28 条第 1 項の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。
4. 会議の議決について、特別の利害関係を有する正会員あるいは理事は、その議 事の議決に加わる事ができない。

(議事録)

第 30 条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員及び理事の総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場 合にあつては、その数を付記すること。) 理事会にあつては、出席した理事の氏名
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び総会、理事会において選任された議事録署名人 2 名が記名押印又は署名押印しなければならない。
 3. 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 資産

(構成)

第31条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区分)

第32条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(管理)

第33条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第34条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第35条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画書及びこれに伴う予算は、毎事業年度に理事長が作成し、総会の議決を得るものとする。

(暫定予算)

第 38 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 39 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 40 条 この法人の事業報告書、活動決算書及び財産目録は、理事長が毎事業年度終了後、遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後 3 ヶ月以内に総会の議決を得なければならない。

(活動決算差額の処分)

第 41 条 この法人の活動決算に差額が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 42 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 43 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経て、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 44 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得た上で、法第11条第3項に該当するもののうち、総会で議決したこの法人と類似の目的を有する団体に譲渡するものとする。

(合併)

第46条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告においては、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第48条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所用の職員を置くことができる。
3. 常勤の事務局職員の給与については、理事会の議決を経て、支給することができる。

(職員の任免)

第49条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第50条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

